重要電源開発地点の指定に関する規程の一部を改正する告示（案）
に対する意見公募要領

令和８年６月 10 日
経済産業省
資源エネルギー庁　電力・ガス事業部
原子力政策課

１．意見公募の趣旨・目的・背景

電源開発にあたっては、電源開発の促進のため引き続き必要となる地元合意形成や関係省庁における許認可の円滑化が重要であり、これらの観点から、国が推進することが特に重要な電源開発に係る地点の指定を行う制度があります。

原子力については、東京電力福島第一原子力発電所の事故の反省と教訓を踏まえ、安全性の確保は、原子力規制委員会が一元的に確認することとなっています。

そして、2025 年２月に閣議決定された第７次エネルギー基本計画において、特定の電源や燃料源に過度に依存しないバランスの取れた電源構成を目指すとともに、脱炭素電源を確保するため、再エネと原子力について、二項対立ではなく、ともに最大限活用していく方針をお示ししました。特に原子力については、2040 年代以降に、既存の原子力発電所の供給力が大幅に減少していく中で、十数年から 20 年程度という相当長期のリードタイムが必要であることを踏まえれば、新たに活用するための次世代革新炉の開発・設置を今から進めていくことが重要です。

こうした原子力政策を取り巻く情勢の変化を踏まえ、現状の整合性を確保するとともに、国も地域理解の観点から一歩前に出るための見直しを行うために、重要電源開発地点の指定に関する規程の改正を行うこととしました。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

２．意見公募の対象

「重要電源開発地点の指定に関する規程の一部を改正する告示（案）」

３．資料入手方法

資料入手方法は e-Gov と窓口配布で固定、局課名のみ追記

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
（２）窓口での配布
経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課
（東京都千代田区霞が関　経済産業省別館）

４．意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和８年６月 10 日（水）～令和８年７月９日（木）必着

５．意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」
電子政府の総合窓口「e-Gov」（https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public）

の意見提出フォームからご提出ください。

（２）郵送
意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。
住所：〒１００－８９０１
東京都千代田区霞が関１－３－１
経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課
パブリックコメント担当　あて

（３）電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）
意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。
メールアドレス：　bzl-genshiryokuseisaku-public2@meti.go.jp
（電子メールの件名を「重要電源開発地点の指定に関する規程の一部を改正する告示（案）に対する意見」として下さい。）
※　電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

６．その他
皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課　パブリックコメント担当　宛

「重要電源開発地点の指定に関する規程の一部を改正する告示（案）」に対する意見

［氏　名］	（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）
［住　所］	
［電話番号］	
［電子メールアドレス］	
［御意見］	

・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）

・意見内容

・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）